

平成28年度

# 登米市病院事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県 登米市

議案第19号

平成28年度登米市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度登米市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|             |          |          |      |
|-------------|----------|----------|------|
| (1) 病床数     | 一般病床     | 療養病床     | 病床合計 |
|             | 376床     | 30床      | 406床 |
| (2) 延べ患者数   | 入院       | 外来       |      |
|             | 108,400人 | 288,181人 |      |
| (3) 一日平均患者数 | 入院       | 外来       |      |
|             | 297人     | 1,185人   |      |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|            |             |   |
|------------|-------------|---|
|            | 収           | 入 |
| 第1款 病院事業収益 | 7,490,263千円 |   |
| 第1項 医業収益   | 6,753,738千円 |   |
| 第2項 医業外収益  | 736,525千円   |   |
|            | 支           | 出 |
| 第1款 病院事業費用 | 8,557,250千円 |   |
| 第1項 医業費用   | 7,566,749千円 |   |
| 第2項 医業外費用  | 220,113千円   |   |
| 第3項 特別損失   | 760,388千円   |   |
| 第4項 予備費    | 10,000千円    |   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,800千円は過年度の投資返還に伴う前受金で補てんするものとする。）。

|            |             |   |
|------------|-------------|---|
|            | 収           | 入 |
| 第1款 資本的収入  | 2,488,083千円 |   |
| 第1項 出資金    | 315,098千円   |   |
| 第2項 企業債    | 1,945,900千円 |   |
| 第7項 他会計負担金 | 227,085千円   |   |
|            | 支           | 出 |
| 第1款 資本的支出  | 2,530,883千円 |   |
| 第1項 建設改良費  | 2,145,185千円 |   |
| 第3項 投資     | 70,600千円    |   |
| 第4項 償還金    | 315,098千円   |   |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款           | 項           | 事業名          | 総額              | 年度     | 年割額         |
|-------------|-------------|--------------|-----------------|--------|-------------|
| 1 資本的<br>支出 | 1 建設<br>改良費 | 米谷病院<br>建設事業 | 千円<br>3,617,400 | 平成28年度 | 1,805,900千円 |
|             |             |              |                 | 平成29年度 | 1,442,600千円 |
|             |             |              |                 | 平成30年度 | 368,900千円   |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的        | 限度額             | 起債の方法 | 利率   | 償還の方法   |
|--------------|-----------------|-------|--|---|
| 米谷病院<br>建設事業 | 千円<br>1,945,900 | 証書借入  | 5.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式<br>で借り入れる資金につい<br>て、利率の見直しを行った<br>後においては、当該見直し<br>後の利率) | 借入先の融資条件<br>による。ただし、企<br>業財政その他の都<br>合により繰上償還<br>又は低利に借換え<br>ることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,407,177千円

(2) 交際費 970千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、1,308,333千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

|          | 種類   | 名称            | 数量 |
|----------|------|---------------|----|
| 1 取得する資産 | 医療機器 | デジタルラジオグラフィ装置 | 1式 |

平成28年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚